OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	倫理と組織 : 社会システム理論から見た倫理の可能性
Author(s)	堀江, 剛
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2016, 50, p. 1-27
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/70023
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

倫理と組織

──社会システム理論から見た倫理の可能性──

堀江　剛

キーワード：倫理／応用倫理／組織／人間／社会システム

以下の論考は、いわゆる「組織倫理」の問題を扱うのではない。組織倫理は、企業倫理や技術者倫理など、主に企業組織において生じる不正や利害相反といった問題を考察する応用倫理の一分野である。本稿は、これとはやや趣を異にする観点から「倫理」と「組織」の関係に着目する。すなわち、今日の様々な倫理問題、それを扱う応用倫理の在り方を全体として視野に収めた上で、そもそも「倫理」とは何かをあらためて問い直し、そこに必要と考えられる理論的焦点の移転先として「組織」というものを提示する。あえて言えば「組織における倫理」ではなく、むしろ「倫理における組織」の問題を考察するのである。もちろん両者は無関係ではなく、ある共通の問題意識を土台にしている。つまり「人」に定位することでは捉え切れない倫理の問題がある、という意識である。この論考は、社会システム理論の視点を取り入れつつ、近代以降における「人間」論的な倫理学に対する批判を含む。この点で、倫理に関する一般理論的な議論という性格を持つ。

1. 倫理問題の位相

応用倫理が扱う問題は多様である。それは、応用倫理の下位分野として位置づけられる、あるいは次々に登場しつつある様々な冠の名称を並べるだけでも、十分知ることができる。生命倫理、医療倫理、環境倫理、情報倫理、

研究倫理、技術者倫理、企業倫理、教育倫理、報道倫理、スポーツ倫理、戦争倫理、脳神経倫理などなど。またこれらの名称の下で、さらに多様なトピックスが「倫理問題」として議論されている。しかし単に多様なだけではない。そこには、問題を「倫理問題」として指し示すときの現代社会に特有な位相がある。それが、今日の「倫理」というものを極めて複雑にしている。以下では、異なる社会活動領域の複合、予測をめぐる不安定性、マテリアルなもの、という三つの観点からこの位相を浮かび上がらせる。

異なる社会活動領域の複合

今日の倫理問題のいずれもが、社会の複数の異なる活動領域が重なり合うところで生じており、それが問題の解決を困難にしている。

例えば、生命倫理・研究倫理において議論される被験者保護の問題は、研究と医療という異なる活動領域が関係し合う場面で生じる。医学研究は、科学的な知見を獲得・蓄積するために、動物実験などを経つつも最終的には「人を対象とした」実験を必要とする。それは当初（十九世紀）、知人に頼むなど極めてパーソナルな関係を利用して小規模に行われていたが、医療の発展とともに実験の種類・規模も拡大し、戦時下では捕虜や被差別グループ、その後には主に囚人が、また治療を求めて病院にやってくる患者が、被験者として大規模に利用されるようになる。医療の目的は「人の病気を治す」ことであるが、そのために医学研究の成果を利用することは不可欠である。しかも、その資源として必要とされる「人」は、患者として病院にやってくる。医療は研究の発展を求め、そこから成果をあげ発展する。医療の発展は、研究のさらなる規模拡大を促す。このような相互発展の中で「被験者」は、あまりに安易かつぞんざいに扱われる存在となる。これを問題視することから「インフォームド・コンセント」が発明された。もちろん、これで問題が解決したのではない。今日、研究・医療の相互発展は益々強化され、その圧力の下でバイオレーションが生じる可能性は、おそらく以前にも増して高くなっている。また、その種類や手続きの複雑さが状況の可視化を困難に

するとともに、そこでの「すり抜け」の可能性を高める。もっと言えば、インフォームド・コンセントという手続きをある種の「アリバイ」として組み込み、医学研究と医療の相互発展はさらに強力に展開しているとも考えられる。どのような形式であれインフォームド・コンセントが得られれば、人を被験者として利用することが許されるからである。こうした意味で、被験者保護は今日の倫理問題であり続けている。[1)]

別の例を考えよう。様々な技術の開発・普及に伴って倫理問題が次々に登場する。生命倫理で議論になっているものを挙げれば、生殖補助医療技術（体外受精・代理母出産など）、人工呼吸器等の生命維持技術による「脳死」の出現と臓器移植技術、遺伝子の解析・改変技術、新たな出生前診断技術などである。まず技術によって、経済活動とその他の諸活動（技術を開発する側の研究、技術を享受する側の研究、医療）が結びつけられる。例えば遺伝子組み換え作物は、遺伝子工学と農業を含めた市場経済とを結びつける。ここにも相互の利益享受関係が成り立つ。また技術は、従来にはなかった可能性という意味で、社会の中に新たな選択肢を生み出す。代理母出産は、何らかの理由で子ができないカップルにとって、子を持つという従来なら望みえなかった（選択肢として存在しなかった）可能性を提示する。カップルは「子をつくる／つくらない」という選択の可能性を得るのであるが、そこでは医療や代理母斡旋業者が代理母出産を提供することが前提になる。つまり技術を提供する医療活動と、代理母の仲介や契約代行サービスなどを提供する企業活動が結びつく。また、そもそも代理母出産を「社会の中で認めるべきか／否か」という選択肢が、行政における政策決定問題として、あるいは法制化や裁判の問題として浮上する。生殖補助医療技術としての代理母出産は、このように医療のみならず、経済、行政、立法（政治）、司法など、異なる社会の諸活動を互いに結びつけ巻き込む。そのような、当事者（ここではカップル）と社会、またその間で関係する様々な諸活動が直面している複合的（complex 複雑）な決定問題である。

様々な活動領域を、社会システム論では「機能システム」と呼ぶ。近代以

降、政治・経済・法・学術・医療・教育など、それぞれの社会的機能が独自の駆動原理や制度を形成しつつ、社会の中で自律・分化してきた。[2] これら機能システムは、自らが処理しうる問題（法システムであれば、違法／合法の区別によって視野に入る限りでの問題）に関してはすべて処理する。しかしそれ以外の問題に関しては、システムの環境として刺激や影響を受ける／与える、あるいは注視する／しない程度の関係しか持てない。例えば代理母出産に関して、日本の場合（まだ）法律がないゆえに司法判断は困難となるが、政治（立法）に対しては「速やかな対応が強く望まれる」と言うしかない。[3] また、一つの機能システムの環境として別の機能システムの成果や利益が影響し、その逆も言える場合、その「相互発展・相互利益」はどちらの機能システムにとっても制御しえない事柄となる。確かにインフォームド・コンセントは、研究と医療の相互利益関係による暴走を法システムによって抑制する制度だと言える。しかし、法システムが研究や医療におけるすべての行為を制御できるわけではない。近代以降、社会の（封建社会における階層秩序のような）全体的な統合は放棄され、それに代わって各々の機能システムの自律的な発展が促された。現代における倫理問題は、いわばその「しっぺ返し」として現れてきた問題群だと言える。

予測をめぐる（言説上の）不安定性

現時点での状況や作為／無為が「未来においてどうなるか」を予測することは、問題解決のための重要な要素である。未来の状態をある程度の確からしさで予測できるとき初めて、その状態を実現するための、あるいは回避するための方策もまともに議論することができる。しかし、正確な予測が困難もしくは不可能である場合、どうすればよいのか。また、異なる予測が並立・対立している、大域的な傾向しか予測できない、統計・確率という技術的表現に依拠するため一般的な「予想」の表象としては信憑性に欠ける、といったものもある。これらは、予測の困難・不可能性から生じる「言説上の不安定性」と言える。こうした予測をめぐる不安定性は、問題とその解決に

関する議論を複雑にする。

例えば、地球温暖化によって将来どのような事態が生じるか、様々な予測が立てられる。予測のために考慮される要因の多さ、その選択、効果が見える期間の長さなど、確かな予測は不可能である。温暖化ではなく寒冷化を予測する者もいる。不確かな予測である限り、それを疑問視する者、無関心な者も出てくる。しかし、とにかく何らかの対策が立てられ、実行されなければならない。予測が不確かだからと言って、何も生じないという予測が確かになるわけではなく、事態が生じてからでは遅いからである。また、そこに産業経済的な利害対立が絡む。実行可能な方策としては、温暖化と事態の予測に関する「公式見解」（IPCC 評価報告書）[4] を差し当たって承認し、具体的な実行プランを調整する努力を続けることである。地球温暖化問題は、予測に関する暫定的公式化、つまり予測の不安定性の制度的な「吸収」[5] によってしか、具体的な実行に移せない。これはこれで問題の解決ではある。実際、こうした手続きがなければ、問題が解決に向けて前進したのか停滞したままのかの評価もできない。しかし同時に、問題を議論する中で常に予測の不確かさを持ち込むこともできる。この意味で問題は、地球上での人間の活動が続く限り、解決しえない問題であり続ける。

生態系に関わる問題も、基本的に同じ構造である。無数の原因・結果が複雑に織りなす生態系の変化を予測することは、その一端でさえ困難である。考え方としては、大域的に減少傾向にあると予測される生物多様性の保全・持続可能な利用といった公式原則[6] を採用し、そこから各地域や生態系の評価、それに基づく規制へと、問題を実行可能なものに具体化することである。ここでは、局所的な予測の問題は放棄され、とりあえず「現状を変えない」という観点にまで後退している。現状を変える行為が生態系にどのような良い／悪い影響を及ぼすか、それは生物多様性を豊かにする／貧しくするか、これ自体が予測できないからである。ただ、森林伐採や生物種の絶滅など、特定・局地の生態系では急激な変化が明らかに見られ、これを阻止することはできる。しかし予測の困難・不可能性は、他方で様々な、ときに極

端な予測を許し、そこから（おそらく現状の自然保護活動が簡単には進まない不満も相まって）過激なエコロジー運動をも生む。予測不可能という点では、人間を含む生命の「進化」現象もそうである。遺伝子改変による進化への人為的介入は、予測しようがない。予測されるとしても、例えば「トランスヒューマニズム」[7] のように良くも悪くもSF的な未来像とともに創作されるしかない。

また、環境政策を具体化する中で発展してきた概念として「予防原則 precautionary principle」がある。[8] 化学物質や遺伝子組換えなど、新たな技術適用によって「深刻な、あるいは不可逆的な被害の恐れがある」とき、そこに「完全な科学的確実性」がなくとも、何らかの規制措置を講じるべきである。少なくとも、確実性がないことや「費用対効果」を理由にして規制措置を延期してはならない。つまり、科学も含めた私たちの経験知では推し量ることのできない突出した予測困難な事柄に関して、技術の適用を予め控えるのである。これもまた、予測不安定性吸収措置の一種である。これによって予測不安定性の問題は、予防原則の適用範囲をどこまでにするか、といった実務上処理しうる問題へと変換される。もちろんここでも問題は存続する。そもそも「深刻」や「科学的確実性」などの定義が曖昧であり、拡大解釈の危険があるのではないか。また、予防原則の適用範囲を拡げ、疑わしいものは何でも規制するような政策になると、先端的な技術の適用が萎縮するのではないか。このような「予測」の下で、予防原則の範囲をできる限り制限する、もしくは予防原則の考え方それ自体を受け入れないこともできる。実際、予防原則は欧州では広まっているものの、他の国・地域では積極的な採用は控えられているのが現状である。

予測をめぐる不安定性は、環境問題に限られない。安楽死・尊厳死や出生前診断を認めると、高齢者や障害者に対する軽視が生まれ、それに歯止めが利かなくなるのではないか。いわゆる「滑り坂論法 slippery slope arguments」である。[9] 政策決定において、決定が将来に及ぼす効果は、程度の差はあれ一定の信憑性を持たなければならない。そうでなければ、適切な

決定かどうかが測れない。滑り坂論法による「予測」に、どれほどの信憑性があるかは不明である。それゆえ、決定のための論拠（argument）として不十分ないし不適切である。そう反論することはできる。しかしそれでは、上記のような政策決定の将来に及ぼす効果を、どのように予測するのか。環境問題と同様、そこには無数の社会的な要因が複雑に織り込まれているがゆえに、予測不可能である。滑り坂論法は、未来に対する予測の妥当性云々ではなく、未来に対する予測の不安定性を基礎とした「現時点での不安」の表明である。それはトランスヒューマニズムが、やはり予測の不安定性を基礎とした「現時点での期待」の表明であるのと同じである。要するに私たちは、予測をめぐる不安定性の上で問題を議論するしかない。その不安定性が何らかの仕方で吸収されない分、解き難い「倫理問題」として社会の中に現れてくるのである。

マテリアルなもの

石油をはじめとした化石燃料、レアメタル、飲料水、森林など、多くの「物的資源 material resource」の枯渇や減少が問題になっている。ここでマテリアルとは、原料・材料・質料、物的で有形なものであるとともに「重要で必須な・不可欠な」という意味を含む。社会における人間の活動が増大しますます活発・多様になれば、そこで必須・不可欠となる「マテリアルなもの」の種類や量も増大かつ多様になる。また、それらを大量に利用すればそれだけ、それは希少性を帯びることになり、ますます必須・不可欠と感じられることになる。単なる物体・物質がそれ自体として存在していると考えるのは、一つの抽象に過ぎない。物体・物質は、それに関わろうとする活動、それを必須・不可欠とする活動、逆に有害・不要とする活動との連関においてのみ、具体的な「物」になる。そのようなものとして新たに発見されたり、名付けられたり、製造されたり、使い尽くされたり、残ってしまったり、漏れ出たり、捨てられたりする。現代社会における問題の多くは、このような「マテリアルなもの」に関わる。

マテリアルなものの問題は、自然資源に限られない。人間や動物の「身体」もまた、今日の社会にとって重要な資源である。自然資源には、個々の動植物や生態系も含まれており、人間身体もその一部である。この意味で、自然資源と連続したマテリアルなものである。実際、二十世紀初頭における輸血技術から、臓器を含めたあらゆる種類の人体組織、脳死体、胎児、生殖細胞、体細胞、そこで作られる様々な有機物質、細胞核内の遺伝子、脳を含めた神経細胞を走る電気信号（脳波など）まで、ここ百年余りで人間「身体」の利用可能性は著しく高まり、かつ高度になっている。動物「身体」は、特に動物実験というかたちで、人間以上の徹底的かつ大量の利用がなされている。また、自然資源の中には「放射性物質」がある。天然ウランを精製・濃縮し、中性子を当てることによって核分裂連鎖反応が生じ、そこから膨大なエネルギーが放出される。これを核兵器や原子力発電として利用するかどうか、事故が起こった時どうするか、残った（ほぼ半永久的に放射線を出し続ける）物資をどのように管理・廃棄するか。私たちは、極めて厄介な「物」を作ってしまった。廃棄物という観点から見れば、当然この他にも、諸々の有害物質を含みうる大量の産業・生活廃棄物、その焼却などによって放出される有害物質、宇宙ゴミ（space debris）などの問題がある。

さらに、コンピュータやインターネットによって生み出される「電子データ」も、マテリアルなものである。情報とメディア（媒体）は表裏一体の関係にある。情報が伝えられるべき内容であるとすれば、そこには必ず物理的な媒体が利用される。口頭言語は声という空気振動を、文字は紙・インクなどを、テレビ・ラジオは電磁波（電波）を利用した情報伝達である。今日、ありとあらゆる種類の大量の情報が、世界中のサーバや端末のメモリにデジタル信号として刻まれた「電子データ」というかたちで、生成し（保存・伝達・複製され）続けている。メディアの歴史から見れば、これはこの数十年のうちに突然出現した驚異的な新大陸である。そこでは、通常のデータ処理アプリケーションでは処理困難な、巨大で複雑な「ビッグデータ」をどのように活用できるか、その活用に際して個人情報（ここには遺伝情報も含まれ

る）やプライバシーの保護をどのように考えればよいのか、といったことが議論される。あるいはBMI（Brain-Machine-Interface）のように、脳波とデジタル信号とを結びつけ、身体／機械を直接的に（つまり意識や意図といったものを介さず、マテリアルなレベルで）融合させる可能性領域が模索され始めている。

地下資源、身体、廃棄物、電子データなど、現代社会における「マテリアルなもの」は総じてどのような性格を持っているのだろうか。それは、私たちの（社会的な）活動を思わぬところで刺激・撹乱する。マテリアルなものを従来的な仕方で捉えるとすれば、それは単なる手段・道具・素材であって、私たちの活動に対して従順に・黙って貢献する「物」であった。ところが現代では、その物が、必ずしも私たちの思い通りに従う・言うことを聞くわけではない、という性格を持ち始めた。もちろん、物が「従う・黙る・言うことを聞かない」というのは比喩である。物は物として、私たちのコミュニケーションの外に位置する環境である。そうであるがゆえに、コミュニケーションを「刺激・撹乱する」という仕方でしか関われない。私たちは、マテリアルなものからの刺激・撹乱についてコミュニケートできるが、マテリアルなものとコミュニケートできない。[10)] 要するに「倫理」が通じないのである。なるほど、これらの問題は、結局私たちの（コミュニケーションを含めた）活動それ自身に関わる「倫理」問題と言える。しかしそれは、私たちの「思わぬところで」生じる非倫理領域からの刺激・撹乱を介してでしかない。

この性格を、もう少し別の視点で説明してみよう。マテリアルなものは、従来的な捉え方では「所有」という形をとって解決された。所有された「物」は、その所有者によってどのように譲渡・売買・廃棄処分されようと、他の者からは文句が言えない。しかし、現代の「マテリアルなもの」は、単純な所有（／譲渡）原理によっては処理しえない「物」ばかりである。所有と非所有との間にあって、両方の性質を持っている。地下資源は、領土や土地を有する者に属するのか、人類の共有財産なのか（このとき「人類」は所有者

なのか)。私たちの「臓器」は、個人の所有物なのか、そうでないのか。電子データに潜在する「個人情報」は、いったい誰のものなのか。誰の所有物でもないと宣言しても、誰かがそれを利用する。その恣意的な利用を制限するために、誰かの所有物であると規定しても、今度はその所有者が自由に譲渡・売買・処分できることになる。どちらにしても、マテリアルなものをコントロールすることができない。

2. 応用倫理

これまで述べてきたような現代社会の諸問題は、なぜ「倫理」問題なのだろうか。また、そこで登場してきた「応用倫理」とは、どのような方法・理論を携え、どのような反省の領域を開くのか。倫理問題の位相から、今度は倫理問題の「反省」の位相といったものを考えることにする。

呼び出される倫理

道徳を含め、倫理という言葉で示されるものは、良い／悪い、正しい／正しくない、適切／不適切といった極めて曖昧な基準に基づく規範的な評価づけに関わるものの総体である。それは法のように、明文化され、制度による制裁が明示されるのではなく、多くの場合黙約的で、制裁も明示されない規範の領域である。それは経済のように、あらゆる評価が価格ないし利潤／損失に換算されうるのではなく、それゆえ合理的な評価基準が一意的には決まらない領域である。また政治のように、権力への関与やそのための手段選択を優先する（極端には手段を選ばない）わけではなく、むしろ力への関与そのものに対する無関心ないし不偏向を優先する。さらに行政のように、合法的・形式的な手続きに基づきつつ実行可能な決定と行動を作り出すのではなく、実行可能／不可能の枠に捕らわれない（よく言えば理想主義的、悪く言えば非現実的）判断が許される領域である。

このように「倫理」は、各種特定の社会活動（機能システム）に対する否

定形として特徴づけられる。[11)] 倫理は、明示された規範・制裁ではなく、合理的・一意的な評価を持ちえず、権力上の目的／手段や実行可能性という枠組みには捕らわれない。この、曖昧で否定的にしか語りえない評価づけの領域は、社会の現実ないし現実的な問題解決に際して、単に無力な営みでしかないのだろうか。それとも、何らかの役割を持つのだろうか。少なくとも、社会の特定機能システムによる問題解決が困難になる地点で、おそらく否応なく「倫理」という曖昧なものが呼び出される。先に述べた社会活動領域の複合、予測をめぐる不安定性、マテリアルなものの刺激・撹乱が生じる地点で、言い換えれば法・経済・政治・行政・科学が単独では解決困難な地点で、問題は倫理化されて語られる。そのように語られるしかなくなる、とも言える。それは問題解決の難しさに対する無力な表現でもあり、同時にそのような問題を「倫理問題」として定式化せざるをえない、現代社会に固有な問題の形式でもある。

倫理が「呼び出される」という言い方は、今日の応用倫理（学）の成立事情にも沿うものである。よく知られているように、かつて（二十世紀前半）倫理学は、哲学の一分野としてそれほどメジャーとは言えない場所に位置づけられるに過ぎなかった。ヨーロッパには、アリストテレス以来の倫理学の伝統が横たわっている。倫理学とは名づけられないにせよ、人生の生き方、社会道徳に関する諸々の規範や態度に対する考察は、キリスト教や人文主義などが生み出してきた豊富な文献として蓄積されている。それを系統づけたり整理したりする作業がある。あるいは、道徳や倫理を実践的「判断」という形で限定し、その形而上学的基礎づけ（カント）、学問論的体系化（新カント派の価値哲学）、言語論的分析（メタ倫理学）といった作業として展開することもできる。主に大学の中で営まれていたこうした「倫理学」にとって、社会の現実問題に直接応えるといった発想は、ほとんどなかった。ところが二十世紀中頃になって、社会の現場、特に最初は医療や医学研究の現場から、様々な問題に「倫理的」な要素が絡んでくるとこが指摘される。そこに「倫理学者」（倫理を専門に研究している学者）も呼び出されること

になった。[12)] 倫理学も、過去の学説なり理論なりを現場の問題に「応用する」かたちで応える努力を始める。

応用倫理の方法・理論

現代社会の問題について「倫理」を通して解決に向かうこと、これが応用倫理に課された仕事である。しかしこれは、現実の問題そのものの具体的な解決ではない。一つの「正しい」解決策があるわけでもない。すでに述べたように、倫理にできることは、曖昧かつ一意的ではない基準に基づく規範的な評価づけでしかないからである。確かに規範は、問題に対して「〜すべき」といった方向性を（暗黙に）示しはする。しかし具体的な解決は、例えば法による判決や政策（政治）的決定、あるいは市場経済での需給バランスのように、それぞれの社会活動領域でのみ可能である。倫理は、そうした問題の具体的解決を前にして、何らかの助言や警告、つまり「〜すべきではないか」といった方向性を示唆することしかできない。また、これは倫理の「専門家」にのみ課された仕事ではない。問題に直面している当事者や実務家・活動家、問題を法的・政治的・経済的、科学的、哲学的な仕方で（それぞれの専門性を活かして）掘り下げることができる（掘り下げようとする）者であればよい。実際、応用倫理の問題を論じている者の社会的・学問的背景は多様であり、哲学・倫理学の専門家に限らない。何かが「問題」であると感じとり、それが一回きりではなく社会の中で反復して現れ、そこに「倫理」的な困惑を覚える限りで、誰にとっても応用倫理的な探索が始まると言ってよい。

多くの場合、応用倫理の研究は、問題に関係する社会活動領域の歴史的経緯や実態、行政上の諸制度、政策決定の経緯と現状、司法による判決・判例、技術的可能性などに着目し、そこに現れている・潜んでいる人々の価値的な主張、根拠づけ、言葉遣いを抽出ないし記述する、という作業で占められる。一つの問題、例えば「出生前診断」にしても、そこに絡む社会的（医療的・政治的・法的・技術的）連関は込み入っており、事実的な全体像だけ

でも複雑である。さらに価値的な側面を加えるとなると、複雑さの様相は一挙に高まる。そして複雑さゆえに、観点や事実に関する何らかの選択が求められる。例えば、主に政策決定の経緯・現状という観点を選択し、そこから問題の分析や価値づけの可能性を整理する。その上で、問題を論じている者自身の立場や政策決定に対する評価を選択することになる。また、事実をどのように記述するかも選択の問題である。そこには、何らかの価値的な基準の（意識・無意識的な）選択的な参照が含まれる。ときには、極めて明確・単純な価値図式（の選択）に沿って問題を単純化することさえある。事実や価値の選択に際して慎重か単純（安易・大胆）か、そこに様々な模様はある。いずれにしても、こうした「選択」を通して問題を示し解決の方向を示すこと、その要約の手腕やバランス感覚が問われることになる。これが、応用倫理の「方法」といえば方法である。

また、規範的・価値的な主張・根拠づけなどを「理論」的に構成する研究領域もある。これは、特定の問題に直接向かうわけではないが、曖昧な「倫理」の働きを理論的な言葉によって明確にする、という役割を持っている。もちろん、黙約的・非一意的な倫理を明示的・一意的なものとして提示しようとするからには、何らかの仮定に基づく限定が伴う。仮定は、現実の社会で機能している特定活動領域を参照にして枠付けられる場合が多い。例えば、市場経済活動における「効用」（選択における満足度）概念を参照枠にした、功利主義的な倫理学理論がある。市場経済と政治の両方の基盤となっている個人選択の「自由」を最上の価値とするリバタリアニズムも、一つの倫理学理論的な主張である。民主主義的な政治理論を参照することから「公正」ないし「分配の公平性」を唱えるリベラリズムの正義論もある。また、ルールがある限りではルールに従うべきだという規範の形式性に基づいた、いわゆる義務論の考え方がある。これは個人の「善意志」ないし「良心」に基礎を置く倫理学理論であるが、そうした命令を「内なる法廷」[13)]と見なす限りで、法的な参照枠を用いていると言える。さらに、共同体とそこでの人間形成という場と参照枠とする共同体主義や徳倫理、人間関係の極めて親

密な領域を参照枠にしたケアの倫理など、異なる参照枠の数だけ異なる「倫理」が理論的に展開されうる。これらの理論ないし参照枠の中で、どれが（倫理的に）正しいのか、どれが（理論的に）優れているのか、といった議論は意味をなさない。ただ、諸々の倫理問題における価値的な側面を比較考量すること、あるいは一つの参照枠に従って問題を掘り下げ、その問題に対する特定価値の適用の範囲・限界を示すことなどはできる。

価値・規範の解体／構築

このような応用倫理の努力は、社会の中に何をもたらすのか。すでに述べたように、それは問題解決への助言・警告に過ぎないが、それでも全体として次のような領域を開く。すなわち、現代社会の「倫理」に潜む価値・規範を基礎づけるのではなく、それらをどのようなかたちで構成していくか、あるいは解体／構築していくか、それを問題の現実的な文脈に沿った仕方で反省し、探求していく領域である。それは、大きく分けて二つの軸を持つ。前もって言っておけば、二つの反省軸は特に対立するものでも平行するものでもない。どちらかに特化して作業を徹底させることもできれば、両方を交差させる仕方で探求に向かうこともできる。

一つの軸は、政策決定や司法判断に関して、何らかの（倫理的に）筋道立った見通しないし批判を与える努力である。政策決定は、そのときの社会的状況や様々な政治的圧力の下で実施可能な選択をするものである。しかし、そこで堅持／放擲すべき価値や理念、見落としてはならない配慮事項などについて、倫理的観点から注意を促すことができる。より具体的には、諸々の行政指針・倫理規定の作成に携わること、あるいは作成されたものを批判し改善を要求することができる。司法判断に関しても、そこで展開される法的整合性や適用妥当性の議論とは別に、問題に潜む新たな「権利」の提案や適用などが可能である。こうした作業は、目下の政策決定・司法判断を支持するものでも批判するものでも、価値・規範の構成に関わる反省という意味では同じである。またこの反省領域は、問題の現実的（行政的・司法

的）決定・判断に向けた努力に沿うという意味で、問題解決型の方向を取っていると言える。

二つ目の軸は、問題発見型である。そもそも応用倫理における「問題」の多くは、現代社会（二十世紀以降）のある時点や社会活動領域のどこかで「発見」されたものである。今日でも、新たな問題の提示や定式化が次々に行われている。すでに問題として議論されている事柄の中でも、あらためて別の角度から問題化することは可能である。医療や研究、科学・技術が適用される現場で、あるいは産業活動や日常生活の現場で、そこに携わる人々、そこでの当事者や関係者が察知するであろう「問題」がある。問題と言えないなら、何かの違和感や困惑がある。それが反復されたり、周囲にも同じように感じる人がいたり、あるいは大きな事件をきっかけに、社会の「問題」になる。またそれが「倫理」を呼び出す。このように、問題が生成する場面に着目し、そこに絡んでいる価値・規範の構成を追うことができる。その場所は、科学や技術の先端的な場所でもあれば、密林や深海の奥に起こっているわずかな環境の変化でも、自らの生活や「身体」に起こる何かでもありうる。また、そうした現場で用いられる（価値・規範的な）振舞いや言葉遣いから感じられることがある。それらを丁寧に受け取り・吟味する中で、問題の発見や新たな形での提示がなされうる。

3. 倫理と組織

前節で私は、倫理に潜む価値・規範を「基礎づけるのではなく」と言った。ここには、伝統的な倫理学からの転換を志向する態度とともに、次のような素朴な観念が横たわってもいる。すなわち、応用倫理は現実の問題に取り組むのであり、ことさら「基礎づけ」に拘泥する必要はない。そもそも道徳・倫理は、すでに社会の中の私たちの生活の中で、それなりの自明な基礎を持っている。この点から出発すれば十分である、と。しかし、果たしてそうであろうか。これまで見てきたように、現代社会において「呼び出され

る」倫理の位相は極めて複雑である。そこで道徳・倫理は、もはや素朴に私たちの生活や社会活動の「基礎である」とは言えない。道徳・倫理が生活の基であるという素朴な観念と、現代社会の複雑多様で込み入った倫理の問題。私たちは、この間に横たわる大きな齟齬に戸惑っている。逆説的な言い方をすれば、道徳・倫理は「基礎である（基礎づける必要がない）」と同時に「基礎でない（基礎とは言えない）」のである。

ここに、現代社会における倫理学の理論的な課題が現れているように思われる。つまり、道徳・倫理が「基礎である／ない」といった議論それ自体を放棄しなければならない。ここに留まる限り、パラドクスが待っているだけだからである。従って、議論を別の切り口に移す必要がある。どのような切り口か。結論から言えば、代替案として「機能」を考えることができる。道徳・倫理が、私たちの生活や社会の「基礎である／ない」という議論に代えて、私たちの生活や社会の中でどのように「働く／働かない」のかを議論するのである。以下、倫理の基礎に関わる概念としての「人」を、人格／人間、役割といった視点の違いに着目しつつ検討した上で、人に代わる「組織」という倫理の機能的な実践領域を提示する。

人格／人間、役割

倫理が、素朴な意味で「基礎」と見なされるのは、なぜなのか。またそれが理論的な意味で、どのように「基礎づけ」られるのか。中心となり、かつ問題となる概念は「人」である。少なくとも近代から現代に至るまで、倫理学は次のような「人」に関する形象を問題にしてきた。意志を持つ人、道徳的な判断を下す人、行為する人、尊重されるべき人、責任を負う／負わされる人、人を思いやる人、人と共感する人、人との間で様々な関係をつくる人、その関係を通して形づくられる人。いずれにしても「人」が、倫理を語る上での基礎になる。しかしながら、ここには少なくとも三つの異なる「人」の捉え方が混在しており、それらが不用意に同一視されている。一つは、コミュニケーションにおける「帰責（ないし帰属）attribution」という視点で

ある。コミュニケーションにおいて、起こった何かを何かに帰す場合、その先が求められる。例えば、棚にあった皿が床の上で割れていたとき「誰の所為か」という仕方で責が帰される。あるいは、知らない人から親しげに声をかけられ「誰か」と問う。この「誰 who」は、帰責先としてコミュニケーション上で機能しているものであり、通常「人格（ないし人称）person」と呼ばれる。次に、これとは別の視点として、存在論的に規定される「人間 human being」がある。こちらは物や動植物と区別され、当座のコミュニケーションとは独立した存在者と見なされる。また「人間」は一般概念であるが、それを分割不可能な単位として個別化した「個人 individual」も、この視点に含まれる。第三の視点は、先の「マテリアルなもの」からの刺激・撹乱として、私たちの「感覚・意味 sense」を直接起動させている「身体 human body」である。以下では議論を限定するために、人格／人間の違いにのみ着目する。[14)]

さて、倫理の「基礎」が考えられようとするとき、人格／人間（／身体）の視点は交錯するとともに、その視点の違いがはぐらかされる。あるいは、そうした視点の交錯・はぐらかしが、倫理的な「基礎づけ」の条件になっているように思える。確かに、日常的なコミュニケーションにおいて、この違いは問題にならず、素朴に「人格＝人間」が前提される。また近代という歴史、そこで蓄積されてきた分厚い言説の中で、視点の交錯は強化されている。[15)] しかし倫理の機能について考える場合、この差を見逃すわけにはいかない。とりあえずは、帰責先としての「人格」が倫理に関わる主要問題であることは明らかであろう。倫理は、何よりも当座のコミュニケーションの中で働いている事柄だからである。そして、この観点を厳密に堅持するならば、少なくともそこに「人間」という存在論的ステータスを加える必要や理由は、どこにもない。あるとすれば、コミュニケーションを超えた何か普遍的なものとして、倫理を基礎づけようとするからであろう。もしくは、帰責先として機能する「人格」概念と日常コミュニケーションにおけるリアリティを混ぜ合わせ、それを「人間」概念によって存在論的に固定するためであろう。

人格と人間を同一視する必然性はない。世界や社会の中で生じた何かを帰責する先として、例えば神（人格神）や組織（法人格）といったものもある。人間以外の「誰」かを相手に（帰責先に）したコミュニケーションがある。また、人間の行動に定位するとしても、それをすべて「人格」に帰すわけではなく、別の帰責先の観点からでもコミュニケーションは行われる。すなわち「役割」という観点からである。[16] 私たちは「人」でもあるが、同時に男／女、親／子、大人／子供、上司／部下、教師／学生、医者／患者、売手／買手、話し手／聞き手などでもある。社会の様々なレベルや状況において、私たちは一定の役割を帰し・帰され、それを引き受ける、あるいは拒む。人格と役割の間で、特に定まった関係があるわけではない。様々に異なる役割を、一個の人格が統合ないし包摂しているかのようにも見える。しかしそれは「人間」論的な反省が付加されているだけであって、実際のコミュニケーションにおいて常にこのような関係が保持されているわけではない。むしろ、あるときには人格という帰責先を優先させ、あるときには役割に応じた行動をとる。つまり私たちは、その都度のコミュニケーション状況に応じて、それらを使い分けている。

組織

人格と人間を切り離し、人格と役割の使い分けに着目する。これを推し進めると、どのような視界が開けてくるのか。それを探るためのヒントとなるのが、社会の中で様々なかたちをとって実際に機能している「組織」である。近代以降、企業、行政組織、軍隊、警察、政党、労働組合、学校、病院、大学、学会、宗教団体など、あらゆる社会活動領域で「組織」という形態が発達し、制度化され、今日に至っている。現代の組織論は、これらを次のように特徴づける。すなわち、組織を構成する要素は「人間ではなく、人間が提供する活動や力」である。[17] また組織は、そうした活動・力の「意識的に調整されたシステム」[18] として、高度に特殊化された「役割」期待による相互作用と環境への対処能力を持つ。[19] この特徴づけを見るだけでも、

社会における行為選択と評価づけは、単に「人格＝人間」レベルだけの問題ではないということが分かるであろう。それどころか現代社会においては、むしろ「組織」レベルの方が前景に出てくるように思われる。以下、もう少し踏み込んで「組織」の在り方を見る。

組織は、成員や関係者（顧客・患者・生徒・取引先など）が織りなす固有のコミュニケーション活動と考えることができる。そこでは、一般的・日常的なコミュニケーションとはやや異なる役割期待が働いており、それが維持される限りで組織と組織以外の活動が区別される。例えば学校では授業を行う。教師は、授業を適切に行うこと、生徒に対する成績評価を行うことなどが、役割として期待される。生徒も授業を（静かに）受けること、成績を上げることなどが期待される。また教師には、職員会議などでの報告や議題の処理、クラブ活動の指導、保護者との関係、問題が生じた場合の上司（校長）や上部機関（教育委員会）への報告等が期待される。こうした特殊化された役割期待が相互に噛み合うことで、学校という組織は成り立っている。また、ここには相互の期待を「信頼」することが含まれるが、それは一般的な「人への信頼」とは異なる、組織において特殊化された「役割への信頼」である。[20)]

また、組織におけるコミュニケーション過程を特徴づける概念として「意思決定 decision, decision making」がある。[21)] 意思決定とは、何ができるかを考え・実現可能な選択肢を用意し・そこから一つを選択する行為をいう。組織は意思決定を行い、それによって仕事を方向づけ、高度な協働体制を実現する。典型的には組織のトップが、例えば「新規分野への投資」といった決断を（経営会議などを通して）下すことを指すが、それだけではない。一つの意思決定は、それができるようになるための多数の意思決定の連関・連鎖を含む。新規分野投資の決定には、担当部署での準備（新規市場の情報収集、組織財務状況の把握、新設備設置の展望、投資後の予測）を前提しており、そこには例えば資金調達先や限度に関する判断・決定が含まれている。これがあって実現可能な選択肢が用意される。また投資決定後では、設備設

置の規模・場所に関する決定、業務プログラムの作成、新規採用人数の決定などが続く。新規分野での展開が思わしくなければ、今度はそこからの撤退が意思決定の課題となるかもしれない。さらに日々のルーチン業務やマニュアル・規則も、それに従って人々が行動し、行動するよう相互の期待を維持している限りで、それらも意思決定過程の（あまりに習慣化されているので「意思決定」とは意識されないが）一部分である。組織成員レベルでは、仕事を積極的／消極的にする／しない、組織を辞める／辞めない、といった決定がある。関係者にとっては、組織の提供するサービスを利用する／しない選択がある。当然、これらは組織の存続（というトップの意思決定）に影響を与えうる。要するに「意思決定」は、組織における行為選択・評価づけとともに、その循環過程を示す概念でもある。無数の意思決定の分離と合成、その再帰的過程が組織の本質的な姿であると言える。

さらに組織論は、個々の意思決定における「限定合理性 bounded rationality」という特徴を指摘する。[22)] 一つの意思決定において、すべての代替的選択肢が探索・比較可能で、かつ各選択によって生じるそれぞれの結果予測が完全に与えられていると仮定する場合にのみ、決定は唯一の正しい選択に至ることができる。しかし、このような状況は実際にはありえない。それゆえ意思決定は、限られた情報処理能力による選択肢の探索と不完全な結果予測の下で行われるのであり、経済学が前提にする「最適化モデル」とは全く異なる合理性の次元にある。それは、組織（ないし組織成員）が持っている記憶や習慣、何を重視するかという価値や目的などを参照にしつつ、それなりの案が見つかれば代替的選択肢の探索を止めて行動に移る、といった「満足化モデル」に基づく合理性である。もちろんここで、唯一の正しい選択といったものは存在しない。しかし、そうであるがゆえに組織は、一定の価値や目的を設定あるいは変更し、代替的選択肢の探索・比較という過程それ自体も変化させ、環境に対して適応し続けることができる。

倫理における焦点の移動

組織に関する上記のような知見は、倫理を考えるときにどのような示唆をもたらすのか。倫理もまた、行為選択をめぐる「評価づけ evaluation」ないし「価値 value」の問題であり、それを通した行為選択の制御に関連する問題領域である。ただ、それは「人格」という帰責先を優先的に用いる。また制御は、主に黙約的な「規範」を通して作用すると見なされる。これに対して組織は、行為選択とその制御の問題を「意思決定」の連鎖・分離／合成・循環過程と捉え、それによって維持される「役割」期待に焦点を当てる。要するに「人の行為選択」から「行為選択の連結過程」へと、問題の焦点が移される。また、行為を制御するものとしての「規範」の概念は、単なる「〜すべき」といった抽象的な命令様相から、役割における「期待の維持」という、ある種の技術的・機能的様相へと拡張される。社会システム理論から見た規範概念は「期待の維持」として定義される[23)]のであり、その意味で倫理的な「規範」と組織における「役割期待の維持」は（人格／役割の差異を度外視すれば）機能的に等価である。

応用倫理を含め、これまでの倫理は「人」や「人の行為」を問題にしてきた。あるいは「人と人との関係」を問題にしてきた。社会の中で生活すること、自らの身体を生きること、こうした営みに関して「誰」を焦点にし、相互の尊重や共感を問題にし、社会における価値・規範の解体／構築を促すのは、確かに重要である。しかし、それだけが倫理の問題ではない。複雑に連鎖する行為選択の循環を、どのような仕方で問題にするのか。例えば、役割行為の「連携 cooperation」や「調整 coordination」の問題をどのように考えるか。それは、社会の中で「人々」が形づくる「連帯 solidarity」とは異なる、組織の中で形づくられる問題である。あるいは、規範に潜む技術的側面を、どのように評価・処理するのか。そこで規範は、単に（社会や人の心が発する？）命令ではなく、パフォーマティブに二重化されている。つまり「命令の効果を狙って下される命令」という側面を持つ。組織において下さ

れる命令や指示は、常にこうした「管理的 administrative」なパフォーマンスとして発せられ、その限りにおいて受け入れられる。おそらく応用倫理が携わる様々な「倫理指針・規約」の作成、あるいは組織における「倫理委員会」の役割も、こうした側面を持っているはずである。

人ではなく「組織」に焦点を移すことで、倫理に対する考え方は大きく変わる。より広範で複雑な「実践」の問題領域が開かれてくる、と言ってもよい。倫理問題の位相、そこで「呼び出される」倫理と応用倫理的反省、これら現代社会の「倫理」をめぐる構図を見ても、この焦点の移動が必要とされるのは明らかであろう。倫理を表す別の言葉でもある「実践 practice」は、練習・熟練、業務・開業といった意味を持つ。こうした広い意味での「実践」に、倫理学的な考察も展開する必要がある。

4. おわりに

本稿では、現代社会における「倫理問題」の位相を示し、そこで「呼び出される」倫理の反省領域としての応用倫理を（極めて大雑把にではあるが）俯瞰した。その上で、倫理における「基礎」と「人」との関連を指摘し、倫理が必ずしも「人間」論的な「基礎づけ」である理由（少なくとも理論的な必然性）はないこと、むしろ現代では、倫理の焦点を「組織」論的な「機能」問題へと移す必要があることを論じた。もちろん、それは理論的な出発点を示唆したにすぎず、課題も多い。これまで倫理学が扱ってきた様々な概念を「組織」のコミュニケーション過程として定義し直す必要がある。例えば価値・目的・規範といった概念は、組織コミュニケーションの中でどのように機能しているのか、細かく議論する作業が必要である。価値や目的は、倫理学の伝統の中では「事実」や「手段」と対立する概念であるが、組織の中では、むしろ相互依存的な変数である。つまり意思決定における価値や目的は、事実や手段との兼ね合わせの中で設定・変更されうる。規範概念にしても、上に触れたように、規範的かつ技術的な使用が問題になる。さらに、

人格／役割の「使い分け」に関する入念な考察も十分にはなされていない。総じて言えば、規範／記述の対立ではなく、両者のプラグマティックな併用が問題となる。

また組織に関する知見の蓄積も少なく、偏りがある。近代組織論は、マックス・ウエーバーの官僚制に関する考察を先駆としつつ、基本的には企業における科学的経営管理論として発展してきた。従って、行政組織や企業組織に関する研究にはそれなりの蓄積があるものの、学校、病院、その他の非営利組織に関する考察が少ない。あったとしても組織管理に焦点を当てている場合が多く、事柄を根本から見直すという意味での哲学的・倫理学な観点から「組織という実践」に焦点を当てた考察など、まず見当たらない。そもそも組織論は、二十世紀になって始まった巨大行政組織や大企業をモデルにしている。これは、近代（少なくとも十七世紀以降）を出発点とする「人間」論的な理論蓄積に比べれば、まだまだ浅いと言えるだろう。しかし、そうであればこそ「組織」論的な倫理学の開く可能性は大きいものだと言えるのではないか。

［注］

1） 1960 年代中頃に臨床研究の倫理的問題が指摘され、ここから「生命倫理」に関わる議論が始まったとされる。この辺りの事情については、香川知晶『生命倫理の成立：人体実験・臓器移植・治療停止』（特に第一、二章）、勁草書房、2000 年、に詳しい。

2） Niklas Luhmann, *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, Kapitel 4: Differenzierung, VII. Ausdifferenzierung von Funktionssystemen, VIII. Funktional differenzierte Gesellschaft (SS. 707-776.), Suhrkamp, 1997. 機能分化におけるシステムの自律性に関しては、馬場靖雄「機能分化と「法の支配」」、社會科學研究、第五六巻、第五／六号、2005 年、27-48 頁、参照。

3） 有名タレントカップルの代理母出産に対する最高裁判所判決文（2007 年 3 月 23 日第二小法廷）から。

4） 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。国

連環境計画と世界気象機関により 1988 年に設置された機関。各国の専門家が集まり、地球温暖化に関わる知見の収集と整理を行っている。報告書は各国の政策決定の参考にされ、個別的な科学研究よりも強い（より公的な）影響力を持つようになっている。認定 NPO 法人「気候ネットワーク」（http://www.kikonet.org/category/about-us/ 2016年8月25日閲覧）参照。

5） この表現は、組織論における「不確実性吸収 uncertainty absorption」という考え方から借用した。組織において「一群の証拠・推論から推論を引き出し、その推論を証拠それ自体の代わり伝達するとき」不確実性が吸収され、安定した意思決定が可能になるという。温暖化に対する実行可能な政策（意思決定）も、事実どうなっているかという「証拠それ自体の代わりに」IPCC の報告書を採用することで、安定した（少なくとも反論がよりし難くなる）ものになる。これは、事実（予測）と決定（制度）との関係づけに関わる重要な概念である。James March & Herbert Simon, *Organizations, Second Edition*, John Wiley & Son, Inc. 1958/1993, p. 186.（高橋伸夫訳『オーガニゼーションズ 第二版：現代組織論の原典』、ダイヤモンド社、2014 年、207-8 頁）また、Niklas Luhmann, *Funktion und Folgen formaler Oroganisation*, Duncker & Humbolt, 1964/1999 (5. Auflage), S. 174. においても、この「不確実性吸収」が組織における「責任」概念との関連で言及されている（沢谷豊他訳『公式組織の機能とその派生的問題 上下』新泉社、1996年、下巻31頁）。

6） 1993 年発効の「生物多様性条約 Convention on Biological Diversity」を指す。環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施作推進室（http://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html 2016年8月25日閲覧）参照。

7） 各種の科学技術によって人間を改良し、進化させようとする思想・政治運動。世界トランスヒューマニスト協会の設立者でもある哲学者ニック・ボストロムが著名。Nick Bostrom, *In Defense of Posthuman Dignity,* Bioethics, Vol. 19, No. 3, pp. 202-214, 2005. 参照。

8） 環境政策における予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会報告書、環境省総合環境政策（http://www.env.go.jp/policy/index.html 2016年8月25日閲覧）参照。

9） 生命倫理や法学において議論され続けている論法。論拠の中に「ある決定が他の決定の下される見込みを増す傾向がある」という「現実世界の現象」（ないし再帰的因果性）が組み込まれているゆえに、単純な未来予測には還元されえない不確定性を含む。『科学・技術・倫理百科事典』第三巻「滑り坂論法」（pp.1024-26）、科学・技術・倫理百科事典翻訳編集委員会（監訳）、丸善出版、2006 年。さらに Douglas Walton, *The Basic Slippery Slope Argumen*t, Informal Logic, 35(3), pp. 273-311, 2005. 参照。

10） ルーマンは「コミュニケーションは徹頭徹尾、社会的な作動である」との観点から「社会システムの環境は社会とコミュニケーションする可能性を持たない」

といことを確認しつつ、環境からの「刺激」に対するコミュニケーションについて議論する。Niklas Luhmann, *Ökologische Kommunikation: Kann die modern Gesellschaft sich auf ökologische Gefährdungen einstellen?*, Westdeutscher Verlag, 1986, SS. 62-63: VI. Kommunikation als gesellschaftliche Operation.（庄司信訳『エコロジーのコミュニケーション：現代社会はエコロジーの危機に対応できるか？』新泉社、2007年、59-61頁：社会的作動としてのコミュニケーション）参照。

11）倫理（ないし道徳）と機能システムに関するこの関係を、逆の視点で言い換えると次のようになる。すなわち「機能システムのコードはより高次の非道徳性 Amoralität の水準に固定されていなければならない」。機能システムにおける「高次の非道徳性の水準」から見れば、倫理（ないし道徳）は極めて曖昧な基準で作動しているように映る。Niklas Luhmann, *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, S. 751.（馬場靖雄他訳『社会の社会２』法政大学出版局、2009年、1039-40頁）参照。

12）倫理学者が医療の問題に「呼び出され」た経緯については、Albert R. Jonsen, *The Birth of Bioethics*, Oxford Uni. Press, 1998.（細見博志訳『生命倫理学の誕生』勁草書房、2009年）に詳しく書かれている。

13）Immanuel Kant, *Metaphysik der Sitten*, Hrg. von Karl Vorländer, Felix Meiner, 1954, S. 289.（『カント全集・第十一巻：人倫の形而上学』理想社、昭和44年、353頁）なお、倫理学理論として登場するその他の様々な立場（功利主義、リバタリアニズム、リベラリズム、共同体主義、ケアの倫理など）やその代表的論者については、煩雑になるので細かに言及しない。

14）身体も、例えば「快苦」や「セクシュアリティ」の問題、あるいは感覚・意味の「非人称性」という切り口など、倫理を考える上で重要な視点を含むが、残念ながらここでは議論を割愛する。

15）フーコーの「人間」に関する周知の論を参照。Michel Foucault, *Les Mots et les choses. Une archéologie de sciences humaines*, Gallimard, 1966.（渡辺一民他訳『言葉と物：人文科学の考古学』新潮社、1974年）

16）ルーマンは人格や役割を「期待連関の同定 Identifikation von Erwartungszusamennhängen」という観点で考える。つまり、私たちが「役割」において期待する事柄は「人格」において期待する事柄に比べて「より特殊的かつ一般的」なものであるが、そうした機能以上の区別はしない。Niklas Luhmann, *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Suhrkamp, 1984, SS. 429-430.

17）桑田耕太郎・田尾雅夫『組織論〔補訂版〕』有斐閣、1998／2010年、20頁。社会システム理論の観点から人間をシステムの「環境」と見なすルーマンの考えを参照。組織に関連する言及としては、Niklas Luhmann, *Funktion und Folgen formaler Oroganisation*, 1964/1999, SS. 382-383.（邦訳、下巻325頁）参照。

18）原文：”a system of consciously coödinated personal activities or forces”. Chester I.

Barnard, *The functions of the Executive*, 30th anniversary edition, with an Introduction by Kenneth R. Andrews, Harvard Uni. Press, 1938/1976, p.72.

19） Niklas Luhmann, *Funktion und Folgen formaler Oroganisation*, 1964/1999, 3. Kapitel: Mitgliedschft als Rolle, SS. 39-53.（邦訳、第三章：役割としての成員、上巻 49-69 頁）参照。

20） ルーマンの言葉に従えば「人格的な信頼」と「システム信頼」となる。Niklas Luhmann, *Vertrauen, ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, 2. Erwieterte Auflage, 1973.（大庭健他訳『信頼：社会的な複雑性の縮減メカニズム』勁草書房、1990年）参照。

21） 組織論において「意思決定」（過程）を中心に据えたのは、サイモンである。Herbert A. Simon, *Administrative Behavior: A Study of Decision-Making Processes in Administrative Organizations*, 4. Edition, 1945/1997.（二村敏子他訳『新版 経営行動：経営組織における意思決定過程の研究』ダイヤモンド社、2009年）参照。

22） James March & Herbert Simon, *Organizations,* 1958/1993, 6. Cognitive Limits on Rationality, pp. 157-162.（邦訳、第六章：合理性の認知限界、174-180頁）参照。

23） Niklas Luhmann, *Funktion und Folgen formaler Oroganisation*, 1964/1999, 5. Kapitel: Formalisierung der Erwartungsstruktur und Grenzdefinition, 1. Zeitlich (Normen), SS. 61-62.（邦訳、第五章：期待構造の公式化と境界の定義、一、時間的（規範）、上巻83-85頁）参照。

（文学研究科教授）

SUMMARY

Ethics and Organization:
The Possibility of Ethics from the Viewpoint of Social Systems Theory

Tsuyoshi Horie

In this paper I assert an idea that the 'organization' can and must become a new theoretical viewpoint for ethics in modern society, and by considering the following four questions at that. 1) On which aspect do ethical problems take in modern society? 2) What does 'applied ethics' do? 3) How is the ethical and/or moral at all functioning? 4) What is the 'organization'?

For the first question, I point out three aspects where contemporary ethical problems at large are constructed: on the scenes where different types of social activities are overlapping each other in an unsolvable way; on the difficulty of prediction or pre-estimate for matters in future that is related with modern high-technologies; on the material, from which we can only be irritated and with which not communicate. For the second question, I describe applied ethics only as a reflective domain of ethical problems; they can indeed give cautions or advices for problems but not definite solutions. For the third question, I argue that we must strictly distinguish between the 'person' as a function of attribution in communication and the 'human being' as an ontological status in terms of ethics. In addition, I refer to the social 'role' that is functionally equivalent to the 'person'. For the last question, based on the modern organization and systems theory, I show the 'organization' as a complex system of role expectation, which preserves its own level of practice.

The conclusion of the paper is following: If we focus our ethical eye not only on the 'personal' or 'humanistic' level but also on the 'organizational' level of practice, the ethics in modern society will have new tasks and it is necessary for applied ethics that treats various ethical problems.